

第七十七条の次に次の二条を加える。

(審理手続の終結)

第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第七十四条の三第一項 弁明書

ロ 第七十四条の四第一項後段 反論書

ハ 第七十五条の二第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

二 第七十五条の三前段 書類その他の物件

二 審査請求人が、正当な理由なく、口頭審理又は第七十五条第四項の規定による意見の陳述に出頭しないとき。

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第七十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立て人」、

「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第七十九条第一項中「又は異議申立て」を削り、同項ただし書中「又は異議申立て人」を削り、同

条第二項中「又は異議申立て」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、「又は一部を取り消すべき旨」を「若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、防衛人事審議会は、審査請求人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

第七十九条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に、「附さなければ」を「付さなけれ

ば」に改める。

第八十条の見出し中「又は決定」を削り、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「書面で行ない、かつ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に「これに記名押印しなければ」を「記名押印した裁決書によりしなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者の主張の要旨

四 理由

第八十一条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「又は決定」及び「又は異議申立て人」を削り、「送達することによつて」を「送達された時に」に改め、同条第二項中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、「又は決定書」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は決定書」を削る。

第八十三条第一項中「又は決定を行なつた」を「を行つた」に、「に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、「若しくは異議申立て人」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第一号中「二に」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び第四号並びに同条第二項中「又は決定」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削る。

第八十五条中「又は異議申立て」を削る。

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(公認会計士法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条第一号の規定による改正後の公認会計士法施行令第二十七条第六項の規定は、同条第五項の規定によりこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の公認会計士法施行令第二十七条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第二条第二号の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十五条の十四第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の金融商品取引法施行令第十五条の十四第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第二条第三号の規定による改正後の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「新保険業法施行令」という。)第十三条の四第六項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「旧保険業法施行令」という。)第十三条の四第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第三条 第二条第三号の規定による改正後の保険業法施行令第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「旧保険業法施行令」という。)第十三条第六項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第四条 第二条第四号の規定による改正後の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「新保険業法施行令」という。)第十三条第六項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「旧保険業法施行令」という。)第十三条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第五条 第二条第五号の規定による改正後の保険業法施行令第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の保険業法施行令(次項から第八項までにおいて「旧保険業法施行令」という。)第十三条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第六条 新保険業法施行令第三十三条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第三十三条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第七条 新保険業法施行令第三十八条第六第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第三十八条第六第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第八条 新保険業法施行令第四十三条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第四十三条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第九条 第二条第五号の規定による改正後の信託業法施行令第十一条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の信託業法施行

令第十一条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第十条 第二条第六号の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令(次項において「新資金決済法施行令」という。)第十一条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の資金決済に関する法律施行令(次項において「旧資金決済法施行令」という。)第十一条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

第十四条 第二条第六号の規定による改正後の資金決済法施行令第十九条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の資金決済法施行令(次項において「旧資金決済法施行令」という。)第十九条第五項の規定により施行日前に行つた公示に係る配当については、なお従前の例による。

(公職選挙法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定による改正後の公職選挙法施行令第一百二十九条の八の規定は、施行日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用する。